

神戶博士
還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和十二年五月一日發行

經
濟
論
叢

第四十四卷 第五號

(通卷第二百六十三號。禁轉載)

奉
呈

神戶正雄先生

執筆者一同

目次

滿洲移民の特異性と掃匪問題	法學博士 山本美越乃	一
農家の負債と負擔能力	法學博士 河田 嗣郎	二〇
現代社會學に於けるパレット社會學の地位	文學博士 米田庄太郎	三三
幕末の商稅論	經濟學博士 本庄榮治郎	三九
實際政策と政策原則	經濟學博士 作田 莊一	六六
『維新の詔』に於ける變革の國是	經濟學博士 石川 興二	七九
シュレーデルの王室金庫論	經濟學士 小山田 小七	九七
アダム・スミスに於ける自由主義社會の理念的構造に就いて	經濟學士 中川與之助	一二三
工場内勞働者教育事業の目的	經濟學士 大塚 一朗	一五九
アフタリヨンの貨幣心理說に就いて	經濟學士 松岡 孝兒	一八四
明治初年の官營産業に就いて	經濟學士 堀江 保藏	一八四
財政學の基本問題	經濟學士 大谷 政敬	一八三
取引所實物化論と短期清算取引の應用に就いて	經濟學士 今西庄次郎	二〇二
貨幣の中立性に關する一考察	經濟學士 中 谷 實	二二八
リストの國民生産力說	經濟學士 白杉庄一郎	二三四
財政學と經濟政策論との交流	經濟學士 島 恭彦	二五〇

生産の構造と貿易……………	經濟學士 松井 清 三九
租税の農業に及ぼす影響……………	經濟學士 山岡 亮一 一八六
再保険と共同保険との接近……………	經濟學士 佐波 宣平 三〇三
耕地管理組合に就いて……………	經濟學博士 八木芳之助 三二五
熊澤蕃山研究序説……………	經濟學博士 黒 正 巖 三三六
水産經濟學と其の課題……………	經濟學博士 蜷川 虎三 三五二
輸入制限と國內物價との關係……………	經濟學博士 谷口 吉彦 三六三
昭和の税制改革……………	經濟學博士 汐見 三郎 三八五
自然利子論……………	文學博士 高田 保馬 四〇七
財政學者の鐵道經濟に關する研究論著に就いて……………	商學士 武藤 長藏 四四四
現段階に於ける租税體系……………	經濟學博士 土方 成美 四七七
支那南北辨……………	法學博士 財部 靜治 四九七
赤字公債の消化……………	經濟學博士 小島昌太郎 五三三

幕末の商税論

本庄榮治郎

一 徳川時代の租税

徳川時代に於ては米穀は幕府諸藩の財政上の根源たるのみならず、國民經濟一般の状態も亦之によつて推察せらるゝ有様であつた。蓋當時に於ては所領の大きを示すに石高を以てし、大名旗本一般武士に至るまで、その俸祿は米穀を以て現はされ、租税の收納も亦之を以てし、國民多數の所得が之によつて言ひ現はさるゝ有様であつた。これ徳川時代を以て米遣ひの經濟の時代といふ所以である。かくの如く米遣ひの經濟であり、米は財政經濟の基礎であつたことは、反面より見れば、幕府諸藩の収入源の最も重要なものが田租であつたことを示してゐる。

徳川時代に於ける税制は時代により、また幕府と各藩とにより異り、各藩に於て又各別の制度があり、關東と關西とによつても異り、同じ地方でも代官によつて取扱が異るといふ有様であつて、何等の統一なき極めて複雑なものであるが、大別すれば田租・小物成・課役の三種とすることが出来る。

田租は當時の租税として最も重要なものであつて、一般には五公五民と稱せられてゐるが、實際には一層過

重なる負擔であり、之が賦課方法には定免法と檢見法との二種があつた。この正税に附加して口米・口永・欠米の制があつた。口米・口永は納租のときの筆紙墨其他雜費に供せらるゝもの、欠米は正税の欠減を補充するものである。

次に小物成は年貢を物成と稱するに對して小物成といふのであつて、雜税の一種である。また田畑より納むる年貢を本途と稱するに對して小年貢ともいふ。之は山林・原野・河海等に課するものであつて、其種類税額は一定せず、例へば山年貢、山役といふ如きその一例である。小物成の中に浮役といふのがある。或は年期を定め、或は年々増減あり、或は臨時徴收するもので、郷帳に載らざるものを浮役といふ。例へば何役・何永・何分一・運上・冥加の類である。

課役にも種々の種類がある。これは人夫として働く代りに米金を差出すものであるが、助郷の制度の如きは實際農民を人夫として使役した場合が多い。

以上の外に臨時の御用金がある。これは主として町人に課せられた所であるが、農民其他に課せられた場合もなほなほ。

以上の税制によつて明かなる如く、租税の中心をなす最も主要なるものが田租であり、農民の負擔する所であつた。當時の爲政者の觀念に於ては、農民は土地を耕し米を租税として納めて武士階級を養ふべきものとしてゐたが、町人は武士の如き祖先の勳功も彼等自身の手柄もなく、又百姓の如く四時不斷の艱苦を嘗めて國家國民の爲めに必要品を作り出すものでもなく、只管算盤玉を弾いて安逸に耽りながら、錙銖の利を争ひ、動もすれば高

價品や珍奇なものを賣付け、奢侈を増長せしむる無用の者として考へてをつた。それにも拘らず彼等はその營業を許されてゐるのであるから、この有難き國恩に酬ゆるのが當然である。従つて彼等からは冥加とか、運上とかを上らしめて國恩を報謝せしめるべきものであり、町人から租税を取り立てるといふが如きことは、別に深くも考へてはゐなかつたのである。

事情かくの如くであるから、當時の租税を負擔するものは大部分農民であるが、天保十三年の定例收入について嘗て私の計算した處によれば¹⁾、武士階級の負擔に屬するもの一二%、農民の負擔に屬するもの八四%、町人の負擔に屬するもの四%であつた。勿論御用金等の臨時の負擔を加ふれば、町人の負擔が一層大となることはあらうが、然し大部分が農民の負擔であることは否定す可らざる處である。

二 町人と租税負擔

既に述べたる如く徳川時代に於ては米が財政經濟上の根本であり、國內の人口は國內の米穀を以て養はざる可らざる關係にあつたから、米を貴ぶの思想は殊に甚しきものがあつた。此重要なる米を産出するものが農業であるから、農は國の本なりとして尊重されたことは云ふ迄もない所である。當時大抵の學者は農を本業とし、工商を末業とし、本を重んじて末を抑ふるは國を治め民を安んずるの政なりと考へた。然るに當時農民の生活は如何と云ふに、彼等は一舉手一投足に拘束を受け、些細なる點に至るまで制限を加へられ、たゞ租税を納むる爲めのみ存在するが如き慘めなる生活をなせしものであつた。

1) 拙著、日本社會經濟史、456頁

然るに徳川時代の中期以後、商工業が著しく勃興し、貨幣が普及し、都市が發達して町人階級の擡頭を見るに至り、從來の土地經濟に對する貨幣經濟の發達となり、農村經濟力の外に、新なる他の經濟力が起るに至つた。かくの如き著大なる經濟上の變化のために、從來の經濟組織を以てしては武士階級は到底その生活を維持する能はず、農民も從來の如く武士を養ふ能はざるに至り、彼等は遂に新しき經濟力の前に屈服して町人の財力に依頼し、或は自ら町人化し、或は町人階級に潜入するに至つた。反之町人階級は其財力によつて社會の實力を占め、武士を壓し農村にまで進入するに至つた。¹⁾「塵塚談」に『武家は人を治め、商人は治めらるゝの法なるに、今は町人が人を治る世のごとし』²⁾といへるは、這般の事情を道破せるものと見ることが出来る。

町人に對する運上・冥加は、その營業に對するものであるから、見方によつては形式的に營業税の一種となすことが出来るが、これが上納の趣旨は、前述の如く寧ろ國恩報謝の意味から、町人が進んで上納するものであり、幕府が租税を徵收する權源によつて之を課徵するものではなかつた。御用金に對しても同様の意味であることは「破れ家のつゞくり話」に『近來諸侯の家臣、町人へ損失をかけても主人耻辱とも存ぜず、たまには偽り奪ふやうの筋に落るもあり。誠に苦々敷次第なり。(中略)其上領分の町人百姓に度々用金を申し付けば、下のものより合力をうくるの理にて君に耻辱を與ふると同じことなり。假令ひ彼れより國恩冥加をおもひて用金願ひ出るとも必ず薄利を加へて返濟すべし』³⁾といひ、天保十四年七月の用金令に『畢竟巨萬の富を握り、又は一時に數千金の貨殖を致候儀、皆銘々差働にて、外々の助に依り候には無之候得共、諸家の先祖矢石を冒し銚鏑に觸候功勞を以、爵祿を保候子孫にても、參觀等にて安居の暇無之、其上御軍役の外、臨時御手傳等相勤、大金獻納致候儀有之、商

1) 拙著、日本社會經濟史、358頁以下

2) 溫知叢書、第九編、83頁

3) 日本經濟叢書、第二十一卷、67頁

賈に至り候ては、平生の勤筋と申も無之、二百餘年昇平の御徳澤に浴し安逸に暮候難有儀は、何れもわきまへ居候儀に可有之、此度の御用金は新政の御徳意を奉助事にて、如斯明時に逢ひ一際の御奉公致、永世御記録に家名を著し候はゞ、子孫迄も聞傳へ、自ら淳實を尙び驕惰の所行相愼、家業彌盛に可相成間、右申渡し之趣篤と相辨、無異議御請可致候⁴⁾云々とあるによつても明かである。

然るに貨幣經濟の發展に應じて町人が財力を掌握し、武士階級の窮乏化を見るに及び、町人より商權を回收して武士の手に收むべしとの議論、町人の富を徴すべしとの説、或は積極的に營業に課税すべしとの論を見るに至つたのである。

三 商權回收論及徵富論

(イ)商權回收論。既に述べたる如く徳川中期以後武力に代るに金力が世を支配し、武士も農民も町人の財力に屈するに至つた。この世相を看破して武家が支配力を得るがためには、自ら町人的の行動をなして町人の權力を挫くことが必要であると考へられた。既に早く太宰春臺は、專賣制度を採用せる諸侯の裕福なることを説いてゐるが、遠山景賢はその著「利權論」(寛政五年)に於て『先大夫庶人を富さんと欲せば金銀の權を商賈に執らるべからざるなり』¹⁾とて、商人が諸侯士大夫に金銀を貸付けて利權を獨占することを非とし、諸侯武士に對する商人の私貸を一切嚴禁し、官府より低利の貸付をなして之を救濟し、貧農救濟にも私貸を禁じて官金の低利貸付をなし、金融業を官府の手に收むべきことを論じてゐる。類似の思想は幕末に至つて益々多くあらはれたが、慶應三年の

4) 大阪市史、第四卷、1683頁
1) 日本經濟叢書、第十一卷、521頁

「收米權上書」には米商の奸策を攻撃し、米價を左右する權を彼等に放任し置くことは國家の大害なりとし、須く米權を官に收めて之を專占し、米專賣の如き方法を實行すべきことを説いて居る。²⁾その他産物會所の設立計畫に關する文書にはこの種の考が屢々高調されてゐる。例へば安政二年の老中よりの評議書には『一體是迄大坂の巨商は勿論、江戸の大戸にて自在に天下の財寶を握り、諸大名始め過半金主に相頼大利を貪られ、却て彼等の爲に公務を相勤候様成行候は、國産の利潤を奪れ、賓主所を換候より、全武家衰弱に至り候儀に有之、今般は根本より立直され候はゞ武家の威權商人に奪はれ候儀無之』云々とあるが、之に對する寺社奉行の答書にも「天下の財寶を掌握いたし候商人共の權を不取上候ては右御觸書(富國強兵策)も難相立」とある。其後の上申書・建議書等にもこの趣旨は屢々あらはれてゐる所であつて、商權を武家に回收すべきことが説かれ、或は物價統制の權が下に移つてゐるのを此際幕府に取り上ぐべきことが説かれてゐる。然らば如何にして商人の權を挫くべきかといふに、それには産物會所を設けて商權を回收し、從來商人に壟斷せられたる利權を其手に收むべしとせる意見が多かつた。例へば萬延元年の産物方設置の建議に對する勘定奉行側の答申書の内に「是迄とは御時勢も替り、いづれにも物價高低の權商賈の手に歸居候姿にては不都合に付、會所取建方等の儀衆議を盡し候方哉と奉存候間」云々といへる如きこれである。

(ロ) 徴富論。幕府諸藩及武士階級の窮乏を救ふために、富者の財を徴すべしとの思想も早くより存する所である。例へば本居宣長の「王くしげ別本」(天明七年著)植崎九八郎の上書(享和二年八月)山片蟠桃の「夢の代」(文政三年輯)等の所論は既に別著³⁾に於て紹介した所であるが、幕末に至つてはこの考は一層の發展を遂げたものゝ如く、殊に

2) 拙著、幕末の新政策、293-317頁
3) 拙著、日本社會經濟史、487-490頁

軍備その他に巨額の経費を要するに至り、財政紊亂に陥りしため、之を救ふためにも富者の財を徴すべしとの意見が上書の中に屢々現はるゝに至つた。試みにその一二を例示せんに、嘉永六年七月の小花和正助の上書には『三都を始め浦々迄之寺院町人豪農に至る迄、凡萬兩以上之物持へ、身代一割の獻金可被仰付、是にては格別之痛みとも不相成、大數を臆測之所、大凡七八百萬兩之貨一時に御取上ケ出來可申、是亦前條金主とも同様の利害を御諭し可有之、僧侶などは非常之際、別て無用之ものに候間、此もの明節を以大平の御報恩心掛へき義當然之事に候』とあり、八月七日の福井藩主の上書にも政治海防其他内外對策の種々なる方面を説きたる後『右條々に就ては於公邊數千萬金の御入費可有之候得共、此儀は定て非常御備金も被爲在、御差支の儀は決て被爲在間敷候得共、此度の儀は二百餘年太平の恩波に浴し、金銀の息を以て産業となし、豪富諸侯を備候大坂の大商共の積置候金銀、分限に應し御引揚に相成候は、可然と奉存候』と論じて大阪商人の富を徴すべきことを説いて居る。同年同月の仲田顯忠の上書にも軍用金を富豪及諸寺院に賦課すべきことを論じて曰く『若萬一御用途御不足にて御手薄にも候は、御城下は元より、京大坂諸國物持居候豪家之者共、諸寺諸山に年來積貯へ置候金銀、分限も半を御用として差上候様被仰付可然候』とて、五割の徴收を論じて居るが『聊非道なる御所置と批判仕者は御座有間敷奉存候』と斷じて居る。猶同年十二月大阪町奉行より大阪町人への上納金申渡の一節にも『士農工商各其職有之候て、事有時農は歩役等に苦み、心力を勞候得共、商人は取分軍事に預候義も無之、産業を守り、太平之御恩澤に浴し、衣食住は勿論、何無不足安穩に渡世罷在、いつ之時此御厚恩報可申哉、責て御國用を辨候處當然之義に可有之、旁如斯御時節柄一廉之御奉公不相勤候ては不叶筋と存候事。(中略)實々此度は日本國中上下一體之力を戮

4) 日本古文書、幕末外國關係文書之一、763頁
 5) 同上、69頁
 6) 同上、343頁

せ、御安心之場合に至候様、武家は武家丈、百姓は百姓丈、町人は町人丈之粉骨を盡、御國恩を可奉報は此御時節に付云々と述べ、商人は軍事に携はることなきを以て宜しく、經費を負擔すべしとなしてゐる。⁷⁾

四 商 稅 論

既に述べたる如く徳川時代の租稅はいふ迄もなく農民に課せられた米であつて、町人に對しては課稅せず、たと運上・冥加を徴するのみであり、臨時に御用金を命じたに過ぎない。御用金は本質上幕府の借上金であつて租稅ではない。然るに幕末に及んで町人に對しても稅を徴すべきこと、即ち商稅を課すべきことが説かるに至つた。

嘉永六年七月小普請組向山源太夫の上書のうち「御尋に付通交互市取計方之儀申上候書付」の第九には「商稅之義（是は商ひ高に付、何□と申定によりて運上を取立申候）御用捨にて御取立無之方可然候。其故は交易は相互に貨物を以取遣候得は、必元代金之定可有之候。商稅御取立不被成候得共、其分直組之節元代に差加申なれば得失之理は同し事にて、商稅御免あるへき方御名義相勝可申候」とあつて、商稅を免除すべきことを述べてゐるが、このことはその反面に於て從來の運上・冥加と異りて、商稅に對して關心を持つに至つたことを示すものであらう。

安政四年十二月十二日及二十六日の井上信濃守・岩瀬肥後守と米國總領事ハリスとの蕃書調所における對話書には、收稅の豫測や租稅法を質せる箇條があるが、これ等は貿易に伴ふ稅法であつて、噸稅、輸出輸入稅等である。然しそれ等の稅法を聽くことによつて、田租以外に、貿易即ち商品取引について課稅することを知り得たこ

7) 同上三、588頁

1) 大日本古文書幕末外國關係文書之一、716頁

2) 同上十八、576、760、762頁

と考へられる。

慶應元年三月頃と思はるゝ某氏建言には『當今御勝手御繰合等不容易御時節に付、難被行様相聞候得共、右御償には商稅之法御立御座候得者、是式之義は聊以御心配無之、其餘御勝手御充實は申迄も無之、御武備も十分相整候事に御座候。此商稅御取立之法は實に富國強兵之基、西洋諸洲皆此法にて國力を張候事に御座候』『商稅御取立之儀者駈と御決定之上、衆議を盡し御手戻無之様御定有之度候に付、大本而已相認候。且稅則再議之時に當り居候間尤以好機會に付、輸出品無稅之御談判有之、其代り御國內にて御取立之事に御治定有之候は、二重稅之旨申出候儀者無之候。若亦其以前稅則再議御決定有之候は、畠永免除相成、其代り商稅にて御取立御座候事に外國官吏にも御引合相成候得者、年貢之儀に付決て苦情無之、農民等も信伏可仕候。』とあつて、詳細なる方法は明かでないが、國內にて商稅を徵收すべきことを説いてゐる。恰も慶應元年頃には新に營業稅及び堂島米市場の稅を起さんとの計畫があつたが、議熟せずして實行するに至らなかつたといふ³⁾。これ亦その詳細を明かにし得ざるを遺憾に思ふ。

慶應三年には、慶喜の幕政改革があつて、庶政一新の努力を傾到し、それには佛國公使レオン・ロシュ (Leon Roches) の建策による所少からざることは嘗て述べた所であるが、その際にも商稅の徵收は論ぜられたのであつた。即ち同年二月八日ロシュが、板倉伊賀守・松平縫殿頭に述べた條項のうちには次の如きものがある。⁴⁾

『一、商人を四等に分、二分の稅を爲納候(百分之二)。尤等級は幾等に分候ても宜候

政府に者護國安民之爲、如斯御改革を被成候御旨意、懇篤至誠を以商民迄能々御諭被成候得者、心服して上

3) 19頁
4) 第三卷、464頁
5) 澁川稲葉家文書、224頁

納致候者に御座候

一、寺院等も御朱印地・除地・門前地とも其上り高を調、二分の地税を爲納る。天下の人民皆公平に相成申候
一、税之立方は生活に要用なる者は軽く、奢侈に屬する者は重く致候は萬國之公法に候』

更に慶應三年八月二十八日のロシユの上書によれば、會計局・陸軍局其他につき意見を述べてゐるが、その會計局の條下に説いてゐる處は次の如くである⁶⁾。

『海陸軍創立の爲には非常の入用を要するにより、従て非常の所得なき能はず。故に左に擧ぐる税・運上を取立ること要用なるべし。』

第一、家屋□屋鋪等の地税年々總高の十分一を取立ること。但し地税の法歐羅巴各國々費の基を立置處にありては此税を取らざるの國なし

第二、商估は各其商賣の多少渡世の部類に従ひ、之を六等に分ち、之に免狀を與へ其税を取立る事

第三、酒の税

第四、煙草の税

第五、茶・生糸の税、是は其物生産の地にて取立る事

第六、諸日本船の運上を取立る事

此諸税取立方は當今急速に施行することの得ざれば、差當り急速諸用に充る様之仕方を考求せざるを得ず。因(をカ)て考ふるに、御旗本は皆何れも大君忠義の臣にして、大君を能く警衛し其政府の威益盛なるを願ふべき筈なれ

6) 徳川慶喜公傳、第七卷、138頁

ば、其人々より銘々多少の物を出し扶助せしむる様命を下すは、政府におゐて公然たる正理なりと余思へり。就ては旗本の諸士速に國の金庫に、其領地の上高或は其給俸の十分一を差出すことは無餘義事也。尤も此事は常格を離しことにて唯三ヶ年の中と定むべし。』

要するに家屋・土地・商業・酒・煙草・生糸・茶・船舶の諸税を徴收すべきことを忠告し、更に旗本をして三年間收入の十分一を差出さしむべきことを説いて居る。即ち西洋風の直接税及間接税を設け、幕府財政の基礎を鞏固にすべきことを説いたものである。

慶應三年の幕府の職制改革案はロシュの獻言に依つた所が多いが、その中商税其他に關する部分は次の如くである。⁷⁾

『一、商賈は等級を分け終年商ひ高之二分(百分之二)宛商税可爲相納哉

但、農民にて商致し候ものも同斷之事。農商共御時節柄之儀論し方厚く評議之事

(下ケ札)當時町入用相高り候故、商税差出し候ハ、自身番取潰し相成候ては如何、又七分金之儀は如何可相成歟

一、寺社御朱印地除地門前地等も上り高取調二分之地税可爲相納哉』

この改革案に示す所はロシュの獻言に比し範圍が極めて狭いが、幕府では前述の如くロシュの忠告もあつたことであるから、課税の調査に従ひ、⁸⁾商人に營業税を課し、寺社等に地税を課せんとする議があつたことと考へられる。然し此等の案は結局實現せず終つたのであるが、かゝる考の起つてきたことは大に注意すべきことであらうと思ふ。

7) 淀稻葉家文書、469頁
8) 内田銀藏、近世の日本、309頁

五 結 論

徳川時代における經濟社會上の變化、即ち土地經濟より貨幣經濟への變化、士農階級の窮乏、町人階級の勃興は、從來の田租による財政・税制を維持する能はず、新しき經濟力たる町人の方面に、その血路を開かんとし、茲に武士の町人化としての商權回收論、町人に負擔を求めんとする徵富論や、商税論が唱へらるゝに至つたのである。而も御用金と各藩の專賣政策とを除いては、商權回收論も、徵富論も、商税論も未だ實現を見るには至らなかつた。

慶應二年の「丙連城漫筆」に載する所の「農商建國辨」(神田公平君の説を)¹⁾には『上古金銀未起、商估も又未起、國窮する事をしらす。金銀盛なるに至りて商を以て國を建つれば其國富_(ふか)、農を以て國を建つる時は其國窮す。

(中略)是農商建國によりて貧富の分る所也。商を以て國を建つる利三ツ、農を以て國を建つるの不利三ツ有』とし、『農を以て國を建る時は、農より租税を收むる故に、餘程の肥腴の地にあらざれば勤耕しても利潤少し。故に山野荒廢し、物産日々に高直に成り行、農工商俱に衰ひ、國も又夫に従て衰ふ。農を以て國を立るの不利其一也。(中略)然るに世中の事は太平に隨ひ次第々々に事繁く入費も次第に増加する事限なし。限ある租税を以、限なき費用を出す。其勢ひ窮せざる事を不得、當然の理也。是故に上必しも奢らず、下必しも怠らすといへども、上下俱に衰微を免かれず、是則農を以國を建るの不利其二なり。』云々と説ける如きは、²⁾田租による財政・税制の維持すべからざることを説けるものといふことが出来る。

1) 連城漫筆第二、21頁

2) 同上、24、25頁

町人に對する運上・冥加は徳川時代に於ては雜稅中の一部分を占むるに過ぎなかつた。幕末には商稅論が興つたが實現せず、維新後に於ても營業稅は單に地方稅として各府縣に限り課徵したに過ぎず(明治八年以來)、國稅としての營業稅の設けられたのは日清戰後の二十九年である。之に反して地租は歴史的關係より見るも、稅額の上より見るも、明治時代に於て最も重要な地位を占めてゐたものである。

之を要するに幕末の商稅論は、稅收入の上にては何等の意義をも齎さなかつたものと言ひ得るが、經濟事情の變化に應じてかゝる意見が現はれて來たことは注意すべきである。かゝる經濟思想上の變化は、祖法變改の思想、開國進取論、貿易論、採長補短論等についても之を見ることが出來、徳川時代の經濟思想が、中期以後殊に幕末に於て著大なる變化を見たことは大に注意すべきことであらうと思ふ。